

特集 「自然災害」と共生

人と自然のかかわり再考

—「自然災害と共生」に向けて—

鬼頭 秀一

1. 「自然」は「まもるべきもの」なのか？

近年、日本は大規模な災害に見舞われるようになった。私たちは自然災害にどのように向き合うべきであろうか。この問題を環境倫理学の視点から論じてみたい。

1960年代頃から世界的に環境に対する意識が大きく変わり、「自然」は「まもるべきもの」となった。リン・ホワイト・ジュニアが1967年に発表した論文「現在の生態学的危機の歴史的根源」の中で、現在の生態系危機の歴史的根源を人間中心主義的なユダヤ・キリスト教教義にあると受け止められるような議論を提起したことが「自然」に対する考え方を大きく方向付けた。「人間中心主義への反省」が、自然環境を語る最も重要で説得力ある議論の枠組みとなった。それは、特に近代以後、人間が技術的な力によって自然資源を過度に収奪してきたことで、産業革命を通じて産業社会の構造を作ってきたということから考えると当然の流れでもあった。そのことから、人間中心主義を脱した、人間以外の生命や自然物を中心に問題を捉えるべきだという価値観の転換が叫ばれ、環境倫理や環境思想はそれを基礎付けるものとして捉えられてきた。その中で、手付かずの自然「wilderness (原生自然)」が礼賛され、人間の自然に対する営みということ自体が否定的に捉えられた。このように、1990年代までの欧米を中心に展開してきた環境思想や環境倫理は、「自然」は「まもるべきもの」ということを前提にして展開してきた。1989年以後に先進国主導で展開した地球環境問題の枠組みも、当初はそうであった。しかし、先進国と途上国の格差の問題も含めた南北問題がクローズアップされ、また、自然の中で伝統的に生きてきた先住民族の「思想」ではなく「権利」の問題が重要な問題として浮かび上がってくると、それまでの考え方は一方的なものであることが理解され、再考が求められた。

そもそも、まもるべき人間の手付かずの自然という概念は、一部には存在するものの、自然から最も遠い生活をしている先進国の都会人による一種のフィクションである。自然に近い生活をしている人たちにとっては、自然は、その恵みを多く享受している対象であるとともに、人間の手ではどうにもならない対象でもあった。それは人間にとっての脅威であり、生活を脅かし、いのちも奪うような怖い存在でもあった。

2. 自然災害のリスクとは何か

野生生物と人間との関係で考えてみよう。クマは保護する対象にもなっているが、ひとた

び、小さい子どもが生活している場所や施設の近くに出れば、それは駆除すべき対象にもなり、場合によっては射殺されるべき存在にもなる。野生生物保護や動物愛護の立場からは許されないかもしれないが、人間にとって危険性を帯びた形で突然に出てきた時に、人間の安全性が優先されるのは、ある意味では当然であろう。もちろん、そのような緊急の状況が出現しないようなクマとの共生に向けたさまざまな政策や対応などが必要ではあるものの、それでも緊急性のある危険性は「保護」や「共存」という言葉を吹き飛ばしてしまう。自然と対峙して生きるということは、自然からのさまざまな恵みを受ける一方、自然の脅威とも背中合わせで生きるということでもある。

いわゆる「獣害問題」というのも、実は大変複雑である。野生生物保護や動物愛護の立場からは、人間が後から来たのだから、野生動物に明け渡すべきではないかという意見も出る。しかし、これまで続けられてきた人間の営みを無視するわけにもいかない。もちろん「獣害」と声高に叫び、野生生物を全部駆逐して、そこに完全な人工的な環境を作ればいいということでもない。以前、青森県の脇野沢町で、サル「獣害」を防ぐために、サルの群れ全体を他のところに移動したこともあったが、「獣害」に苦しんでいた住民から、サルがいなくなって寂しいという意見さえ聞かれるようになったこともある。「獣害」は腹立たしいが、野生生物がいなくなってしまうのもいい解決にならない。

自然災害は、人工物に囲まれていて近代的な生活をしている人間に対しても、その根底を揺るがす。荒ぶる自然を前にした時には、人間は、実のところ、何もできないくらい存在であるということを見せつけられ、また、実感させてくれる。

20世紀の後半期、科学技術の力は強大で、災害さえ抑え込めると誤解した時期があった。その時には、「災害の克服」は科学技術の勝利、「近代」の勝利として捉えられていた。戦後日本においては、河川の災害の対策はダムや可動堰などの人工的構造物を建設することであった。災害を押し込め、災害を克服するというのが建設省時代から国交省時代に至るまで基本的な考えであった。沿岸の住民に水一滴かぶさせないということが言われた。50年に一度の洪水に耐えられるはずの構造物が100年に一度の災害で崩壊すると今度はそれに耐えられるように、そして100年から200年と、災害の巨大化に応じた構造物の巨大化が進行して行った。建設に何十年もかかる人工構造物が計画されていった。しかし、その考えは、長く続かなかった。20世紀の最後の河川審議会では洪水も許容した形での河川管理ということをやわざるを得なくなっていた。さらに、近年では、200年に一度と言っていたレベルの災害が頻繁に起こるようになった。

先進国の都市に暮らしていても、すでに、人工的な空間の中で、自然の脅威から保護されたところで生きられるということはなくなったのである。局所的な集中豪雨によってマンホールが跳ぶことも珍しくなく、いわゆる都市水害が多発し、それに対して決定的な形の手立てを持たなくなっている。世界的にも、地球温暖化の影響もあり、自然災害は多発している。現在では、そのことを前提に私たちの生活を組み立てるしかなくなっている。「自然の他者性」を前提とした「自然」との関係性の構築に向けて対応していかなければならない状況にまで至っている。

3. 災害との共生に向けた新たな「環境倫理」の構築

このような事態を迎えて、自然そのものの価値を基盤にした、価値論的なアプローチを主体とした古典的な環境倫理は、現実の問題に対してその力を失うこととなった。人間と自然との関係論的なあり方を問い直す関係論的なアプローチで問題を捉え直し、具体的な災害における人間と自然との関係性のあり方を軸にして、現場から問い直す必要があります重要性を帯びてきている。

そこで、新たな時代を迎えた環境倫理のあり方として、検討しなければならない問題点のいくつかについて考察してみたい。

1) 恵みと禍のダイナミズムの中の人間と自然との関係性

まず、人間との関係性の対象となる「自然」に関しては、恵みをもたらすという特質と、一方で災害をもたらすという特質のふたつの両極の性格を持ったものとして立ち現れるわけである。それは、二つの両極の特質を別々の形で併せ持っているということではなく、それは一体として併せ持っているのであり、二つの特質に関する対称的な二つの価値を持つのではない。一つの実体が多義的な性質を持って、人間に対峙しているということである。そして、そのような多義的な性質というものは、人間との関係性のダイナミックな関係の中で、動的に変化している。

自然が人間に恵みをもたらしていると言っても、それは一元的な価値を持った恵みではない。2000年から国連で試みられた、ミレニアム生態系評価のプロジェクトの中で、自然の恵みというものを、四つの側面を持った「生態系サービス」として位置付けた。「供給サービス」「調整サービス」「文化サービス」「基盤サービス」の四つである。プロジェクトに生態学者だけでなく経済学者も加わったため「サービス」という表現として提示されたが、それはある意味では分かりやすい表現になったという意味を持った。一方で、「文化サービス」や「基盤サービス」のようにそもそも計量不可能な側面も「サービス」と表現することで、生態系サービスが、経済学的な概念も超えるものとなった。また、供給サービスは形を持った資源として捉えられる恵みであるが、調整サービスは激しい環境変動に対してそれを緩和するものとして捉えられており、災害をもたらす自然の特質とバランスを取るかのような形で捉えられている。文化サービスのような形を持たない形での恵みは、災害に適応する人間のあり方とも深い関係があり、基盤サービスに至っては、人間にとって計り知れない存在としての人間にとっての自然の根源的な意味に関わっている。災害も含めて、畏敬の念を持ち、祈るしかない対象としての自然という意味をも含んだものになっている。

一方で、災害は一方的な禍ではない。河川の氾濫は上流から多くの栄養源としての恵みをもたらしてきた。古代から、氾濫によって肥沃な大地がダイナミックに保たられていたからこそ、農耕が可能になりそこに文明が生まれた。ナイル川の氾濫を防止するために建造されたアスワンハイダムによって、結果的に流域の農業の恵みは失われた。四国三郎と恐れられた吉野川は暴れ川で有名であったが、だからこそ、阿波藩では、氾濫に強い藍の栽培が奨励

された。江戸時代には藍染のための藍玉生産は、全国に市場を拡げ、それによる豊かさが阿波藩にお茶の文化を根付かせて和三盆糖が名産になるほどになった。災害は、人間の生活や命を奪うものにもなるが、災害はそもそも自然界の攪乱であり、その攪乱は生物多様性を豊かにし、人間にとっての農作物の生産の豊かさにも繋がってきた。

自然は、人間にとって、恵みをもたらすものであり、一方で、荒ぶる自然になり人間に災害をもたらすものであるが、それは、二項対立的に分けられ、対立したものではなく、大自然の絶えざる攪乱の中で、人間がそこから恵みを得ることも、また禍を受けることも、それは相互に関係している。全面的に一方に偏る関係ではない。人間と自然とのダイナミズムの中に恵みもあり、また禍もあるような関係性である。

このような関係性を前提にすると、一方的に、災害を克服するということは、結果的に人間に対する多くの恵みを失うことにもなる。近代の中で、二項対立的に捉えて一方的に、災害を排除し、克服してきたことは、一面的な対応であり、必ずしも人間に幸せをもたらさなかった。

2) 自然との関係性には、自然に対峙した人間と人間の関係性も含まれる

私たちは往々にして、自然と人間を対立的に捉えて、恵みや災害を考えてしまうが、実は、その関係は簡単ではない。私たちが、災害を克服し自然を征服するという観点から、川との関係を見たとき、確かに河川の流域の氾濫で財産や命を奪われる人たちがいることも事実であるが、そこだけに注目すると、河川との関係で、多様な人たちがいることを見失わせてしまう。

川の中の洪水によって岩や礫が激しく動くことは、河川の生態系が攪乱によって保たれることを意味している。それはアユなどの漁業資源の確保にとっても意味があるし、汽水域にはシジミのような独特な漁業資源も存在している。攪乱を止め、淡水域と海水域を人工的な構造物で遮断することは、結果的に漁業資源が失わせることになる。実際に、ダムが多く作られてアユの生息に重大な被害が出ており、長良川のように河口に可動堰を作ることでシジミ漁の多くは衰退している。諫早大水害のように河川の氾濫が河口付近でのノリの栽培に豊漁をもたらしたが、諫早干拓工事で潮受け堤防で締め切ったことでノリだけでなくタイラギ漁などの深刻な漁場被害に苛まれている。河川や流域で自然の資源で生活している人たちにとっては、洪水や氾濫も悪いことではない。しかし、河川の流域の都市生活者にとっては災害でしかない。また、河川に人工的構造物を作ることで、水資源を確保してそれによって利権を享受する人たちもいる。

実際、ダムや可動堰などの人工的構造物の建設にあたっては、水資源の確保や、洪水や氾濫からの災害を防止するという一方で、利益がもたらされる人たちもいれば、その構造物で、生活の糧さえも奪われる人たちもいる。「災害の克服」という問題は、人間と自然との関係性の問題だけでなく、そのような自然に対峙する、さまざまな多様な人たちの関係性を破壊し、対立させることになる。河川に関わる人工物に関わる多くの公共事業では、漁業者が反対し、事業者や、場合によっては農業者の人たちとの対立を招いている例も少なくない。

「自然はまもるべきもの」というのが先進国の都市生活者にとってのフィクションであったように、「自然災害を克服する」ということも同じようなフィクションである。「自然を克服できる」と考える論理が、自然に近く、そこで生計を営んでいる人たちを抑圧している。

「災害の克服」を標榜して行われる事業は、自然に対峙する人たちの間で、不公正を生じることも多く、それを是正することが必要となってくる。「環境正義」ということは、当初は、環境リスクに関わるそのリスクの配分の不公正の問題として立ち現れてきていた。その後、自然に近い人たちの環境資源を利用する、資源配分に関する不公正として問題化した。災害に対する対応に関しても、同じように「環境正義」の問題でとらえる必要がある。

さらに、災害における相互扶助的な関係性という課題がある。これは次の3)の課題にも深く関係するが、災害多発地域においては、相互扶助的な意識や文化が醸成される例がある。東日本大震災の時に、災害に対して、被災地の人たちの相互扶助的な行為が注目された。「日本人」という形で括って論じる論者もいたが、東日本大震災の三陸海岸は、津波の常襲地である。津波に対する対応についてさまざまな言い伝えもあり、相互扶助の精神が息づいていた。

3) 地域で育まれていた災害に対する智慧などのローカル知を生かす

災害多発地域においては、相互扶助的な意識や文化の醸成がある。東日本大震災において陸前高田市の長洞地区では、いち早く高台に移転して、そこで着の身着のまままで逃げて、持ってきたお米を、全員で共有して少しずつ食べて過ごした。また、北長野の震災では、大規模な道路の寸断や家屋の倒壊があったものの、白馬村では死者ゼロであった。豪雪地帯で雪下ろし等の相互扶助の伝統が災害の時に有効に生かされたのである。災害時には、災害の被害が特に弱者を直撃するということもあり、災害弱者に対する対応は被災後の最も重要な課題と言われているが、相互扶助的な対応や文化が、環境正義を実現するべく働くということは大変重要な意味がある。

災害に関して言い伝えられてきたことや、災害時に相互に助け合っただけで対応する文化は、「自然」との関係性に関する特質に関係している。それは、「自然の他者性」である。自然には、人間にとって、どのように対応していいのかわからないような不確実性があるということである。不確実性が高く、わからない状況だからこそ、人と人は助け合うのである。また、わからないからこそ、地域的に、時間的に蓄積されてきた知や文化は重要である。不確実性に対して対応するやり方について、以前論じたことがある。順応的管理、予防原則、ローカル知の重視であった。これは、災害に対する対応についても同じことが言える。災害は人間にとって不可知であり、不確実な知識しか持たないからである。

ローカル知の重視ということはまた、別の問題と深く関係してくる。それは自然に対する深い洞察であり、また、子どもの遊びを媒介にした身体に根ざし、そこに蓄積された自然に対する実践的な知でもある。川や海や山で、冒険を伴った自然とのさまざまな関わりによって得られた知が、災害時に危険性を逃れて逃げるときにも、また災害後に生き延びるためにも意味を持って立ち現れ役立つ。日常的な環境教育的な営みが、災害教育にもなりうるとい

う問題でもある。

4. 新たな環境倫理が指し示す、災害との共生のあり方

以上の三つの論点を踏まえた形で、環境倫理を構築することが、災害を踏まえた自然との関係であり、共生でもある。人間と自然との関係を二項対立的に捉え、恵みと禍を対立的に捉えるのではなく、両方の要素を全体として捉えた上で、そこに関わる多様な人たちにとって、不公正がないような形の、トータルな福利を考えることであり、そこには、地域に根ざした歴史的に蓄積されたローカル知を踏まえたあり方である。

それは、過度な「防災」ではない。災害には人間にとっての福利も存在するからである。災害を防ぐのではなく、可能な限りリスクを減らし、一時的に田畑が水をかぶっても、大事な財産や命を守る程度の「減災」、何とか凌げるような形で対応する「凌災」ということになる。例えば、堤防の高さを例にとって考える。低い堤防は、簡単に越水してしまうが、越水した水は浸水する程度のエネルギーしかない。しかし、50年の一度の災害に対して、さらには100年に一度の災害に対して、そして200年の一度の災害に対して、堤防を高く、それを強固な形にすればするほど、洪水の災害自体は防ぐことはできる。しかし、そのように堤防を高くすれば高くするほど、その高さの堤防を越えて破堤するときの洪水のエネルギーは巨大化する。それは、土石流のような形で、家屋を押し流し、人の命を奪うものになっていく。そうすると、破堤した時に、その水のエネルギーで、財産や人の命を奪うほどの災害を引き起こすまでの、「防災」のための人工的構造物を作るとは、河川の生態系のダイナミズムを失わせ、災害に起因する恵みも失う可能性が高く、総合的に捉えると、災害に対する対応としてふさわしいとは言えない。私たちは、自然のダイナミズム、多様な人たちの公正な関わり、時間的、歴史的に蓄積された知を大事にするような形で、自然と関わり、災害に対応することが倫理的に相応しい。

昨今の状況は、地球温暖化の影響もあり、また、環境の変動期に入った日本列島の状況を踏まえた時、私たちにとって、自然の、また災害の不確実性はますます高くなっている。そのような災害の不確実性が高い状況の中では、私たちが、「防災」や「減災」「凌災」のみならず、自然とかかわり方というものを、改めて再構築して考えることが必要になってきている。特に、科学技術をどのように利用して自然と関わるかということについてもっと考えなければならない。

人間が出現してから、人間にとっての道具、技術というものは、人間が人間であるためには本質的なものであった。そのような、道具や技術があるからこそ、生物学的には劣勢にある人間が環境の中で生き抜いてきたのである。そして、近代になり、技術が科学と結びつき、科学技術として、人間はより大きな力を持ち、まさに、「自然を支配する」ということが現実味を帯びてきた。しかし、20世紀を通じて、自然を支配し、克服するということが自体、幻想であるというところまで、科学技術は発達して、そのことが見えてきた。

私たちは、今まで発達させてきた科学技術を踏まえて、自然とどう関わるべきか、新たな

地点に立たされている。その時に、災害との共生で今まで論じてきたことが、まさに、本質的な倫理的な問題として立ち現れてきた。

私たちは、人間と自然、自然と人工、恵みと禍というような二項対立的な問題の設定ではなく、その関わりとしてまた、トータルにそれを捉えることで、包括的な形で人間の福利を考えていかなければならない段階に来ているのである。また、そこには、多くの多様な人たちが関わっている。その多様な人たちの間で不公正がない形で、包括的な福利を考えていく必要がある。そしてまた、私たちが、それぞれの地域で、また、長い時間をかけて蓄積してきたローカルな知を踏まえて、普遍的な知と合わせた、包括的な新たな知の構築も考えていかなければならない。そのような努力の上に、初めて、災害との共生があり、自然との共生がある。また、自然との共生は、単に狭い意味での自然との共生ではなく、そこで関わっている多様な人たちとの共生でなければならないし、また、時間軸も含めれば、かつてここに暮らしていた死者の人たちとの共生を踏まえることで、未来に生きる人たちとの共生がそこに現れてくるのではないだろうか。

参考文献

- 保屋野初子. (2014). 『流域管理の環境社会学—下諏訪ダム計画と住民合意形成』 岩波書店.
- 石川幹子・鬼頭秀一 (編). (2013). 「特集 災害と環境教育」, 学術の動向, 18, 12, pp. 3-53.
- 川島秀一・鬼頭秀一・堀内成郎. (2014). 「災害の世紀：自然と共に生きる力を」, 婦人之友, 108, 12, pp.117-131.
- 鬼頭秀一. (2015). 「科学技術の不確実性とその倫理・社会問題」 山脇直司 (編) 『科学・技術と社会倫理：その統合的思考を探る』, 東京大学出版会, pp.257-297.
- 鬼頭秀一. (2016). 「自然の他者性と向き合う」, 異文化コミュニケーション論集, 14, pp.19-30.
- 鬼頭秀一. (2018). 「自然と共生する技術とは何か—有明海の再生に向けて」, ACADEMIA, 168, pp.16-32.
- 鬼頭秀一・福永真弓 (編). (2014). 『環境倫理学』, 東京大学出版会.
- 高橋 裕. (2012). 『川と国土の危機—水害と社会』, 岩波書店.
- 丸山康司. (2008). 「『野生生物』との共存を考える」, 環境社会学研究, 14, pp. 5-20.
- 大熊 孝. (2009). 『技術にも自治がある—治水技術の伝統と近代』, 農山漁村文化協会.
- 大熊 孝. (2007). 『増補 洪水と治水の河川史—水害の制圧から受容へ』, 平凡社.
- 篠原 修. (2018). 『河川工学者三代は川をどう見てきたのか：安藝皎一, 高橋裕, 大熊孝と近代河川行政—一五〇年』, 農山漁村文化協会.
- 宇沢弘文・大熊 孝 (編). (2010). 『社会的共通資本としての川』, 東京大学出版会.
- 吉永明弘・福永真弓 (編). (2018). 『未来の環境倫理学：災後から未来を語るメソッド』, 勁草書房.